

条件付一般競争入札 入札説明書

大阪・光の饗宴実行委員会

入札参加者は、この「条件付一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）」のほか、入札公告及び「条件付一般競争入札心得（以下「入札心得」という。）」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他の契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札公告等の交付

「入札公告」及び「入札説明書」など、入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を、大阪府ホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載し、交付する。

2 入札公告に対する質問回答

(1) 質問

ア 質問期間と回答日

入札公告に掲載し、公表する。

イ 質問方法

質問書（様式第1号）により電子メールで行うこととし、それ以外の方法は認めない。

なお、必ず電話で到達を確認すること。

質問内容には、入札参加希望者の氏名等が特定できる内容を記入しないこと。記入がある場合は、回答を行わないので注意すること。

(2) 回答

ホームページに掲載し、公表する。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。

回答の内容を確認しなかったことにより入札参加者が被る損失について、大阪・光の饗宴実行委員会（以下、「委員会」という。）は一切の責めを負わない。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

(1) 「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

(2) 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 府の区域内に事業所を有していること。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (8) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (10) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- ウ 大阪府、大阪市または委員会を当事者の一方とする契約（大阪府、大阪市または委員会以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し、大阪府、大阪市または委員会が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

4 連絡事項の確認

当該入札の保留、延期又は取り止め若しくはその入札に関する重要事項等を連絡する場合があるので、ホームページを定期的に閲覧し、内容を確認すること。

なお、内容を確認しなかったことにより入札参加者が被る損失について、委員会は一切の責めを負わない。

5 入札書参加申出書及び入札書の提出

入札希望者は、入札参加資格申出書（様式第2号）及び入札書（様式第5号）（以下「入札書等」という。）を委員会に提出しなければならない。

(1) 入札の日時及び場所

「入札公告」による。

(2) 提出方法等

ア 入札参加者は、入札書等をホームページからダウンロードするものとする。

イ 入札参加者は、入札参加資格申出書を電子メールにより提出するとともに、必ず電話で到達を確認すること。

ウ 入札参加者は、入札書を開札日に開札場所において提出すること。（※別紙「入札心得」参照）

エ その他詳細は、入札心得によるものとする。

6 入札参加の辞退

(1) 入札参加者は、入札書参加申出書の提出後、入札執行（開札）までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に参加することができない。

(2) 入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第7号）を入札執行（開札）までに委員会に持参するか、到着期限までに届くように郵送するものとする。

(3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

(4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。

(5) 入札を辞退した者は、入札参加申請の期間中であっても、当該入札には再度参加することはできない。

7 入札執行の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）する場合がある。

なお、保留等により入札参加者が被る損失について、委員会は一切の責めを負わない。

(1) 天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき。

(2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

(3) その他、実行委員会がやむを得ない事由により入札執行を保留すべきと判断したとき。

8 調査の実施

7(2)により、入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

9 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金

入札心得第5条の規定による。

11 開札の日時及び方法

(1) 開札の日時及び場所

入札公告による。

(2) 開札の方法

ア 開札は入札担当者が、入札書を確認の上、入札結果を発表する。

イ 開札の立会いは、入札担当職員以外の職員が行うものとする。

ウ 開札の傍聴は、入札心得第11条の規定による。

12 再度の入札

開札をした結果、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は2回までとする。なお、入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者、入札心得第12条の規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

13 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお、委員会より入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

入札心得第14条の規定により、落札者を決定する。

なお、落札者は、開札後、事後審査を行った後決定するため、落札者の決定までに日時を要する。

15 事後審査

開札の結果、落札者の決定を保留した上で、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲内)で最低の価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者に対し、入札参加資格を審査(以下「事後審査」という。)する。事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の行った入札は無効とする。

(1) 事後審査の内容

履行実績について、契約（取引）実績調書（様式第 3 号）及び契約（取引）実績に係る証明書（様式第 4 号）（あるいは契約書等の写し）により、落札候補者について入札参加資格の有無について審査する。

(2) 事後審査の方法等

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札候補者についてのみ開札後、事後審査を実施する。

イ 開札後、速やかに、落札候補者に対して、落札候補者に決定した旨を連絡する。

落札候補者は、提出期限までに審査資料を提出しなければならない。

なお、提出がない場合は失格とする。

審査資料は、契約（取引）実績調書（様式第 3 号）及び契約（取引）実績に係る証明書（様式第 4 号）（あるいは契約書等の写し）とする。

ウ 落札候補者が同額により 2 者以上あるときは、入札心得第 15 条により落札候補者順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

エ 事後審査の結果、入札参加資格があると判断した落札候補者を落札者とする。

オ 事後審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断したときは、直ちに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、事後審査を行う。

なお、次順位者が 2 者以上あるときは、前記ウと同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

カ 前記エは、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

キ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位者以降の事後審査を行わない。

(3) 事後審査の結果通知

事後審査の結果については、事後審査結果通知書により通知するものとする。

(4) 事後審査の不服申し立て

事後審査で、入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して、3 日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）までであれば、委員会に対して、入札参加資格が無い旨の理由の説明を求めることができる。なお、説明を求める場合は、事後審査結果不服申立書（様式第 8 号）を事後審査申請書の提出先に郵送又は持参により提出しなければならない。

16 契約手続等

(1) 契約書

契約書を作成するため、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して 10 日以内に委員会に提出しなければならない。但し、委員会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、委員会は契約を締結しないことがある。

(2) 誓約書

落札者は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出（郵送又は持参）しなければならない。誓約書を提出しないときは委員会は契約を締結しない。

- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イからウに該当した者とは契約を締結しないことがある。
- ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合
- イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合
- ウ 大阪府、大阪市または委員会を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた場合
- (4) (1)後段及び(3)の規定により委員会が契約を締結しないときは、入札心得第5条に定める違約金を委員会に支払わなければならない。この場合、委員会は一切責めを負わない。

17 契約保証金

入札心得第17条の規定による。

18 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加申出書に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す。
- (3) 本入札における入札参加資格の審査及び確認は、開札後「落札候補者」についてのみ実施する。
- (4) 提出した書類の返却は行わない。
- (5) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。